

## 特養およびショート入所申し込みの皆様へ

### 入所申し込みの際しての留意事項

☆特別養護老人ホームの申込書類は、

1. **入所申込書 (no. 1～no. 2)** : ご家族様に記入をお願い致します。  
同封の記入例もご参照ください。
2. **特養申込者フェイスシート (ADL状況表)**  
: ご家族様や介護支援専門員等、状態を把握している方がご記入ください
3. **介護支援専門員意見書**  
: 介護認定をされた担当の介護支援専門員等を書いて頂いて下さい。

なお、特別養護老人ホームの申し込みにあたり、下記の内容をご確認ください。

- 要支援1及び要支援2**の方につきましては特別養護老人ホームへの申し込みはできません。
- 介護保険制度の改正により平成27年4月以降は、**要介護1及び要介護2の方は**原則として特別養護老人ホームへの入所はできません。  
ただし、居宅において日常生活を営むことが困難なやむを得ない事由があることにより特例的に入所可となる可能性を考慮し、また申し込み後に要介護3以上に変化する可能性も考慮し、申し込みを受け付けさせていただきます。  
詳細は別紙入所申込書をご参照ください。
- 生活保護を受給されている方**につきましては、当施設が生活保護法の指定を受けていない為入所はできません。
- 特別養護老人ホームは生活の場であり、**医療を提供する場ではない**為、ご本人様の医療状況と当施設の医療体制とを考慮し入所が適当ではない場合があります。個別の事例につきましてはお問い合わせ下さい。
- 申し込みを頂いた後、その内容につきまして定期的にご家族様または介護支援専門員様に現況を確認させて頂いております。それによって最新の情報を待機登録に反映させていただきますので、ご協力をお願い致します。

★ショートステイの申込書類は、

1. **短期入所利用申込書** のみとなっております。

なお、ショートステイの申し込みにあたり、下記の内容をご確認ください。

- 介護認定(要介護1～5・要支援1～2)を受けている事が必要になります。  
新規申請中または変更申請中で介護度の認定が出ていない場合でもご利用は可能ですのでご相談下さい。
- 担当の介護支援専門員様に間に入って頂いて調整の上、ご利用となります。
- 空き状況や、医療的に特別な配慮が必要な場合等、必ずしもご希望に沿えない場合もありますのでご了承ください。

尚、申し込みにつきましては、申し込み内容を確認させていただきたいので、誠にお手数ですが以下の場所へ直接お越し下さいますようお願いいたします  
(なお、来訪が難しい方はご相談ください)。

又、来訪される際は事前にご連絡下さいますようお願いいたします。

〒950-2011

新潟市西区小針上山9-32

特別養護老人ホーム・ショートステイ 有徳の家

TEL : 025-265-7770

FAX : 025-265-7771